



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

(社)日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館内
TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899 <http://arbitrators.jp/>

第7号
2010年8月

日本仲裁人協会関西支部における 国際商事仲裁セミナーの開催

日本仲裁人協会関西支部 事務局長 児玉実史

日本仲裁人協会関西支部では、その発足以来、概ね年3、4回のペースで、国際商事仲裁セミナーを開催している。このセミナーは無料で一般向けに開放され、多いときには100名を超える聴衆の参加を得て、国際商事仲裁に対する一般の理解を深めていただく一助となっている。セミナーの内容は、回によって、仲裁の意義や訴訟との違い、仲裁における基本的概念の概説と掘り下げ、ケーススタディ、世界各国の仲裁事情などさまざまであり、ごく初歩的なレベルから、仲裁の最新トピックまで、情報のレベルも幅広い。聴衆層は、回によって若干の違いはあるが、おおよそ6-7割が企業関係者、2-3割が弁護士、それ以外が研究者、司法書士、弁理士、学生というところである。

このようなセミナーを継続して開催できているのは、共同主催者として、日本商事仲裁協会（JCAA）大阪事務所と、大阪商工会議所に参画していただいているところが大きい。日本商事仲裁協会関西支部とJCAA大阪事務所は、日ごろから密接に連絡を取り合っており、世界における仲裁大会の動向、著名な仲裁関係者の来日予定等の情報交換を行っているが、その中から新たな国際商事仲裁セミナーのアイデアが生まれることが少なくない。また、大阪商工会議所は、約3万の会員企業に紙媒体及びメールマガジンでセミナー情報の告知をしていただけることから、非常に効果的な広報の一翼を担っていただいている。関係各位には、この場をお借りして改めて感謝申し上げたい。

さて、今回は、日本仲裁人協会関西支部の国際商事仲裁セミナーに参加できなかった方のために、ここ1年ほどの間に開催した4回のセミナーで議論された主な内容を報告したいと思う。ただし、本稿は各セミナーの講師、パネリストの個別の校閲を経ていないため、以下の報告内容は、筆者が個人的興味を覚えた部分を中心となっていること、また筆者の主観的な理解を含む場合があることを、あらかじめご了承ください。

1. 「日中企業間紛争の国際商事仲裁による解決」（平成21年5月26日開催）

3本のショートスピーチとパネルディスカッションという構成で行われた。スピーチは、「日中企業間紛争の国際商事仲裁の実務」（大貫雅晴・JCAA理事）、「日中間国際商事仲裁における仲裁合意諸問題」（姚重華・中国律師）、「中国での仲裁手続に対する日本企業の対応の仕方」（方新・中国律師）であり、パネルディスカッションは、上記3氏に松井衡・日本国弁護士を加えて行われた。このセミナーでは、講師・パネリストから次のような発言があった。

(1) 仲裁合意について

中国では、仲裁合意が有効と認められるためには、仲裁機関を特定する必要がある。よって、仲裁機関の管理なしに仲裁手続を行うアドホック仲裁は、中国を仲裁地として行うことができない。仲裁機関を指定する場合も、次のような点に留意が必要である。

- ①中国国内を仲裁地として、中国外の仲裁機関（国際商業会議所＝ICC等）による仲裁手続を定める合意は、無効とされるリスクがある。
- ②申立人が申立時に複数の仲裁機関の中から利用する仲裁機関を選択できるという条項は、無効とされるリスクがある。
- ③原告地主義、被告地主義の仲裁条項を定める場合、双方が申立てをして、その結果複数の仲裁機関に仲裁が係属する可能性がある。そうすると仲裁機関の特定ができていないとされるリスクがある。これを避けるためには、「当事者の一方が上記の仲裁機関のうちの一において当該仲裁機関の仲裁規則に従って仲裁申立てを行い、かつ当該仲裁機関がこの仲裁申立てを受理した場合には、仲裁手続が開始されたものとみなす。その場合、他方の当事者は、他の仲裁機関の手続も訴訟手続もしてはならない」といった規定をおいておくべきである。

(2) 仲裁人の選任について

仲裁人は、仲裁機関の名簿の中から選任する必要がある。この点、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）では、当事者間の合意と仲裁委員会主任の承認があれば、仲裁人名簿に登載されていない仲裁人を選任することが可能という扱いをしているが、この扱いが本当に中国仲裁法上問題ないかどうかは、確定されていない。

第三仲裁人は、当事者が合意するか、当事者が合意できなければ仲裁委員会主任が選任する。結果として、第三仲裁人に中国人が選任される可能性は高い。

仲裁人候補者に対して当事者が直接事前に就任意思を打診することは、外国ではよく行われているが、中国では許されないという意見が多い。当事者は名簿の中から候補者を仲裁機関に通知し、仲裁機関が仲裁人候補者と連絡・交渉を行うというのが、中国における仲裁人選任打診の実務である。

(3) 暫定措置について

当事者には暫定措置（保全措置）を直接申し立てる権利はなく、当事者の申立てを仲裁委員会が人民法院（裁判所）に提出する。仲裁地が中国以外の場合、中国の裁判所は仲裁に関する暫定措置には関与してくれない。

(4) 外国仲裁判断の中国での承認・執行について

近時、比較的軽微と思われる手続違反を理由に、外国仲裁判断が中国で承認・執行を拒絶される例が目につく。外国仲裁判断の執行拒絶をする場合、中国では最高人民法院の承認が必要であることから、この傾向は全国的なものと思えるべきと思われる。

2. 「アジアにおける国際商事仲裁の効果的活用」（平成 21 年 10 月 1 日）

平成 22 年 5 月に開催される、IPBA（環太平洋法曹協会）大会のシンガポールにおける年次大会の宣伝も兼ねて、シンガポールから来日した仲裁専門弁護士 2 名を講師に迎え、IPBA も主催者に加わって行われた。構成は、2 本のスピーチとパネルディスカッションである。スピーチは、「シンガポールにおける国際商事仲裁事情」（Suresh Divyanathan・シンガポール弁護士）、「国際商事仲裁手続における日本企業の文化的特性に基づく問題」（Jimmy Yim・シンガポール弁護士、シニアカウンセラー）、そしてパネルディスカッションは上記 2 氏に大貫雅晴・JCAA 理事を加えた 3 名で行われた。

(1) 国際取引における紛争予防、損害防止のための日本企業へのアドバイス

日本企業、日系企業では、遠慮や英語力の不足のために、相手の一方的な、あるいは不正確な書面（手紙、議事録等）に書面で異議を残すことをしないケースがよく見られる。このような対応をしてい

ると、目に見える証拠としては手紙や議事録だけが残ってしまうため、後日紛争になってから「日本側はこの書面に異議を述べなかった」、「だから日本側はこの点に同意していたのだろう」と認定されるリスクが高い。仲裁にせよ裁判にせよ、書面の証拠は、紛争になってからの口頭の証言よりも証拠価値が高いことが多いので、相手から届いた書面は必ずチェックし、できれば法務部や外部弁護士にもチェックを受け、問題があれば、せめて「同意できない点がある」という趣旨だけでも含んだ書面を返信しておくべきである。

また、外国人特有の大きさを非現実的な提案に対し、日本人が、真面目で相手の言うことを誠意を持って受け止めるという性格ゆえに、ともかくそれを肯定してしまうことがある。このようなケースでは、その後、外国企業がその同意を前提に、「日本側がこの点を了解したのだから、それを実現させるためには日本側はこれだけのことをしてもらわないといけない」などと要求をエスカレートさせる例がある。相手方の提案を額面どおりには受け止めないという意識も必要である。

(2) ハイブリッド仲裁

ハイブリッド仲裁とは、仲裁機関 A が、別の仲裁機関 B の仲裁規則を適用して仲裁手続を管理する手法である。仲裁の利用者にとっては、仲裁の手続管理は一方あるいは双方の当事者の所在国から近いところでやって欲しいが、仲裁手続のルールについては慣れ親しんだ、あるいは信頼のおける機関の規則を使う、ということが認められるならば、より仲裁を利用しやすくなる。他方、仲裁機関が他の仲裁機関の規則を使うという場合、慣れない規則を使うがゆえに、間違いが起こらないか、また B の規則特有の役割を果たすべき役職や内部組織が A には存在しない場合にはどうなるのか、などの疑問もあった。

具体的事例としては、シンガポール国際仲裁協会 (SIAC) が、国際商業会議所 (ICC) の規則を適用して仲裁手続を管理する、という仲裁条項の有効性が問題となり、2009 年にシンガポールの高等裁判所においてこの条項を有効と認める判決が出された。当事者は実際にこの判決に従って SIAC で仲裁を行い、この手続は非常にスムーズに進んだとのことである。講師によれば、SIAC が ICC の規則で仲裁を行えば、ICC が行うより相当費用が安くつくとのことであった。

JCAA からは、JCAA が ICC の仲裁規則を適用して手続を管理する手法はすでに実施されていること、また香港国際仲裁センター (HKIAC) との間で協定を結び、両国・地域の機関が相互に自国・地域にて相手の仲裁規則を適用した仲裁手続の管理をするとの取組みが始まったことが紹介された。

3. 「韓日仲裁の現在と将来」(平成 21 年 12 月 4 日)

孫京漢・韓国弁護士、成均館大学教授による講演である。孫氏は、日本への留学経験もあり、通訳なしで日本語で講演及び質疑応答がなされた。本講演では、特に、韓国において仲裁が数多く活用されている現状の紹介と、その原因の分析が興味深かった。

孫弁護士によれば、韓国において仲裁が盛んになった原因として、次のようなものが考えられるという。

- ① 急激な社会の変化、外資の進出により、紛争の絶対数が増加した
- ② 政府が「金は出すが干渉しない」という方針で仲裁の普及を後押ししたため、充実した広報ができ、国民や企業が仲裁に対する信頼感を持った
- ③ 多くの弁護士が欧米に留学し、英語に堪能な仲裁専門弁護士を数多く養成できた
- ④ 政府や業界の標準約款に仲裁条項が採用された

韓国では、国内紛争であっても、とりわけ仲裁の秘密性をメリットとして着目し、資産家の財産管理契約やタレントとプロダクションの契約等には、標準約款として仲裁条項が入っているとのことである。最近解散が発表され、プロダクションとの契約問題が日本でも報道されている某歌手グループも、韓国内では、本講演時点で、仲裁が行われているとの噂（一部報道）があったそうである。

また、韓国の仲裁法の概説も行われたが、韓国仲裁法は、UNCITRAL 模範法を受容したもので、日

本の仲裁法と大きな違いはないという印象であった。日本同様、仲裁中の和解も広く行われるそうである。日本との違いとしては、仲裁判断の執行が、日本のような決定手続でなく、判決手続で行われるというような点が挙げられる。

4. 「国際仲裁：日本企業のための実務的ガイドンス」(平成 22 年 3 月 4 日)

2本のショートスピーチとパネルディスカッションが行われた。スピーチは、「仲裁の紹介、日本企業のための仲裁の利点、仲裁の法的構造と手続について」(Dominic Roughton・英国弁護士)と「LCIA、HKIAC、他仲裁機関と仲裁の効果的な戦略的活用」(Peter Coney・オーストラリア弁護士)であり、パネルディスカッションは、仲裁人の選任をテーマに、上記2名に大貫雅晴・JCAA理事を加えた3名で実施した。

(1) 各仲裁機関の比較

ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA) については、事務局が協力的で動きが早いとのコメントがあった。

国際商業会議所 (ICC) については、仲裁廷に対する事務局(仲裁裁判所と称する)の監督、介入が強く、そのために質が確保されているという評判と、時間や費用がかかるという評判の両方があるとの紹介がなされ、また、ICC規則では当事者や仲裁人に守秘義務が課されていないので、秘密保持のためには特に守秘義務契約を締結する必要があるとのコメントがあった。

アメリカ仲裁協会 (AAA) については、事務局は積極的に管理をしてくれるが、国際紛争についての経験は上記2つに比べるとやや劣るとのスピーカーの評価であり、また、代理人や仲裁人がアメリカ人となると、膨大なディスカバリ(証拠開示)が行われることになりやすいとの指摘があった。

シンガポール国際仲裁センター (SIAC) は、仲裁費用が安いそうである。

香港国際仲裁センター (HKIAC) は、中国当事者が中国外で仲裁をやる時に好んで指定する傾向があるとのことで、また事務局はICCやSIACほど積極的に関与しないそうである。

中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) については、原則として名簿登載者から仲裁人を選ぶ必要があり、外国人の名簿登載者も増えつつあるが、中国人の名簿登載者の中には国際紛争に対する理解に疑問符のつく人もいるとのことであった。また、仲裁の言語を合意しないと中国語になるし、第三仲裁人も中国人になりやすいため、そのような結果を避けるためには、仲裁合意の中で仲裁の言語を明記し、第三仲裁人も第三国の国籍を有する者というように合意しておくべきだとのアドバイスがあった。

(2) 仲裁人選任に当たりの考慮要素

あくまでケースバイケースということであったが、以下のような考慮すべきポイントが具体的に指摘された。

- ① 仲裁手続に対する理解と経験のある人か
- ② 争点が法的なものというよりビジネス上のものであれば、弁護士以外の仲裁人の選任を積極的に検討すべき
- ③ 争点となる法概念が、必ずしも万国共通のものでない場合、この法概念を詳しく知らない法律家は避けたほうがよい
- ④ 高名で忙しい仲裁人を選任すると、なかなか期日が入らず手続の遅延が生じやすい
- ⑤ 仲裁人候補者の経験や考え方は、聞合せやその人の著作から判断する。候補者に直接受任の可否を打診することはあるが、その際当該事案の内容について議論することは、仲裁人の中立性・公正性を損なうため、してはいけない。

以上の内容については、実務として定着していない、論者の個人的な見解も含まれ、異論のある部分もあるが、とにかく、仲裁の多様な局面と、それを広報する日本仲裁人協会関西支部の活動のご報告としたい。

2009 年度及び 2010 年度総会の報告

事務局長 出 井 直 樹

会報の発行時期の関係で、2009 年度及び 2010 年度の総会の報告を併せて行う。

2009 年 3 月 13 日、当協会の 2009 年度の総会が、国際法曹協会副会長でもある川村明会員によるキーノート・スピーチ「仲裁とリーガル・プロフェッション」に引き続き、弁護士会館 17 階にて行われた。2008 年度事業報告、決算承認、2009 年度事業計画、予算承認に引き続き、理事の数を 30 名から 35 名に増員すること等定款の変更を決議し、さらに理事及び監事の改選を行った。事業報告の中で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行に伴い当協会が特例社団法人として存続していること及び公益法人化ワーキング・グループにおいて検討した結果、今後の組織形態としては当面一般社団法人となることを目指すことが報告された。また、研究部会、関西支部においても、活発な活動が展開されていることが報告された。研修に関しては、いくつかの問題を抱えており、研修プログラムの改定等に鋭意取り組んでいくこととされた。理事数の増員は、今後の協会の活動の拡充をにらんでのものである。総会では、川村会員のキーノート・スピーチに触発されてか、日本における仲裁・ADR の活性化について、熱い議論が交わされた。

総会直後、新たに選任された理事の中から、理事長、常務理事が互選により選任された。理事長には谷口安平会員が再選され、引き続き当協会の発展に尽くしたい旨ご挨拶があった。

2010 年度の総会は、仲裁の日である 2010 年 3 月 1 日に弁護士会館 17 階で行われた。総会に先立ち、佐藤安信会員による講演「アジアにおける ADR の新たな可能性ーベトナム、カンボジアの事例から」が行われた。興味をそそるトピックであり、会場から質問が相次ぎ、総会開始時間に若干食い込むこととなってしまった。総会では、2009 年度事業報告、決算承認、2010 年度事業計画、予算承認に引き続き、理事の一部改選が行われた。事業報告の中で、社団法人デジタル推進協会からのテレビ放送地デジ化に伴う ADR 規則及び法律専門家向けマニュアル作成事業有償受託の報告、仲裁人研修講座の改定等の重要な報告が行われた。また、研修部会の有志により開始した調停実務上の諸問題研究や調停技法勉強会など、研究部会以外での研究活動も報告された。当協会の活動について、日本における仲裁・ADR の充実発展のために、当協会がイニシアティブをとって、夢を持って活動すべきであるとの意見、事務局体制を見直すべきであるとの意見も出された。

なお、2009 年度の総会も 2010 年度の総会も、大阪弁護士会の会場にも中継された。

両年度とも、総会の後、日比谷公園内の日比谷パレスで会員懇親会が開催された。



仲裁の日記念行事セミナーご報告

「アジアにおける ADR の新たな可能性～ベトナム、カンボジアの事例から」

2010年3月1日、2010年度の総会に先立ち、弁護士会館17階1701会議室において、17時から18時15分までの1時間15分、「アジアにおける ADR の新たな可能性」をテーマとして、東京大学大学院総合文化研究科の佐藤安信教授をご講師とする仲裁の日記念行事セミナーが行われました。

佐藤安信教授には、2010年採択予定のベトナムの仲裁法のポイント、日越経済連携協定(EPA)における官民共同プロジェクト(PPP)として日越ビジネス紛争 ADR の可能性、カンボジアの労働仲裁の発展と課題、日本仲裁人協会による研修協力の可能性等について、パワーポイントを利用しながらお話しいただきました。セミナーでは、現地での仲裁の実務や実情等について佐藤教授のご経験を踏まえた具体的な説明が行われたほか、写真を利用して現地のイメージがよく分かるように工夫がなされており、大変興味深い内容となっております。

なお、当日は、上記の東京会場だけでなく大阪会場(大阪弁護士会館12階1205会議室)からも TV 会議システムによりご参加いただくなど多数の出席者に恵まれました。



研究部会の活動について

研究部会 宍戸 一 樹

1. 研究事業

研究部会では、2009年度の研究事業として、ほぼ月一回の頻度で研究会が開催され、「コンピュータソフトウェアに係わる ADR」、「ADR 法の現状」、「国民生活センターによる消費者紛争に関する ADR」及び「業界型 ADR の可能性と課題」等、我が国における ADR に対して幅広い考察が加えられたほか、「仲裁判断に対する司法審査の可否に関する合意及び関連諸問題について」、昨今の議論も踏まえ、理論と実務の両面から検討が行われました。

また、近時海外において特に利用が増加している投資協定仲裁について、「投資協定仲裁の現在」と題して広く検討・研究が行なわれたほか、「大学における仲裁・交渉教育：インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティションの現状と課題」というテーマについて、仲裁に関する教育面での課題等に対して会員間で活発な議論が交わされました。

そのほか、2009年4月29日から同年5月2日に開催された「IPBA(環太平洋法曹協会)2009年マニラ大会」での外国判決・仲裁判断の執行に関する報告や、「IBA 証拠規則の改訂状況」についての基調報告が行なわれました。

2010年度は、最近各界からも注目されるようになった事業再生 ADR のほか、労働 ADR、ICC 国際仲裁裁判所とその機能等各種テーマについて、引き続き活発な議論・研究がなされることが期待されています。

2. 部会活動

研究部会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及び ADR の普及・啓発を図る」という目的を実現するための活動の一環として、当協会の研究の成果を「仲裁・ADR フォーラム(Arbitration & ADR Forum)」との表題の下で継続雑誌として出版しております。2009年度において予定されておりました第3号については、執筆者・出版業者との調整の結果、翌事業年度に出版が持ち越されております。

研修部会の活動について

研修部会 森 田 茉莉子

1. 2009 年度研修事業

(1) 仲裁人研修講座

2009 年 6 月、仲裁普及活動も兼ねて仲裁入門講座（無料）を開催し、若手弁護士を中心に 100 名を大きく超えるお申込がありました。また、2009 年 9 月～2010 年 2 月、次の 3 部構成で仲裁人研修講座（関東）を開催致しました。①仲裁法の基礎を習得する「仲裁手続研修講座」（全 4 回・受講者 19 名）、②仲裁手続の実務上の論点解説を行う「仲裁人研修講座 I（実務論点整理）」（全 3 回・受講者 12 名）、③模擬仲裁ビデオを用いた「仲裁人研修講座 II（模擬仲裁）」（全 2 回・受講者 11 名）。

(2) 調停人研修講座

2009 年度は初の試みとして「調停技法勉強会」を開催し、2009 年 8 月の準備会実施後、同年 9 月～2010 年 3 月まで計 7 回、グループによるテーマ発表、ロールプレイ等を行いました。毎回 20～30 名の参加者が、『調停のプロセス』（ムーア、レビン小林久子訳）を指定文献に用い大変熱心な議論を交わしました。なお、調停人養成講座（中級編）も開講予定でしたが、申込者少数のため 2009 年度は中止致しました。

2. 2009 年度部会活動

(1) 「仲裁・調停実務上の諸問題の研究」関連

2009 年度は「調停実務上の諸問題研究」を実施し、事例紹介、調停実務上の論点に関する報告・議論等を行いました。

(2) 仲裁人検定制度等の改正

仲裁人検定規則を改正致しました（2009 年 11 月 25 日付改正・施行）。また、2008 年度から検討していた仲裁人検定制度・仲裁人研修課程等の改革案の内容を決定・実施致しました。

(3) 検定委員会

2009 年度は計 3 回（内 2 回は関東関西合同）開催し、検定委員長（道垣内正人教授）の選任、検定規則・検定制度改正に関する議論等を行いました。また、2010 年 2 月、上記仲裁人研修講座（関東）3 講座全ての単位取得者を対象に、仲裁人検定試験を実施致しました（普通会员 7 名が合格）。

3. 今後の活動

仲裁人研修・検定試験については、より充実した制度を目指し検討作業を行います。調停人研修については、調停人養成講座（基礎編）を 2010 年 7 月に、同（中級編）を同年 9 月に実施予定です。

社団法人日本仲裁人協会の歩み

2008年1月以降

2008年

- 1月25日:第6回常務理事会
- 2月4日:第8回理事会
- 2月28日:研究部会研究講座「仲裁費用について」(中村達也氏)
- 3月10日:仲裁の日記念行事「仲裁の現状と将来」(三木浩一会員) 通常総会
- 3月12日:法務省立入検査
- 3月17日:セミナー「国際仲裁の実務とその問題点～日本における国際仲裁の将来～」(後援)
- 3月24日:研究部会研究講座「国際電子商取引における消費者紛争と“ADR”」(沢田登志子会員)
- 4月28日:第7回常務理事会
- 5月21日:研究部会研究講座「2007年ICC仲裁裁判所事務局でのstagiaireについて」(井口直樹会員)
- 6月30日:研究部会研究講座「ドーピング紛争仲裁について」(穴戸一樹会員)
- 7月10日:2008年仲裁人実務研修講座(関西支部) 開講(全10講)
- 7月17日:研修部会
- 7月31日:研究部会研究講座「投資協定の現状について」(鈴木潤一郎氏)
- 9月2日:事務局会議
- 9月5日:研修部会
- 9月8日:第8回常務理事会
- 9月16日:調停人研修講師事前打合せ
- 9月25日:研究部会研究講座「第7回 ODR Forum in CANADA (The 2008 International Forum on Online Dispute Resolution) の報告」(万代栄一郎会員)
- 10月15日:事務局会議
研究部会研究講座「金融ADR・オンブズマン制度について」(築瀬捨治会員、犬飼重仁氏)
- 10月16日:研修部会・研修部会意見交換
- 11月11日:第9回常務理事会
- 11月12日:調停人養成講座・基礎編開講(全5講)
- 11月17日:研究部会研究講座「JCAAとVIACのJVによる日越ビジネス紛争処理パネル設置構想」(佐藤安信会員)
- 11月18日:国際商事仲裁セミナー「商事仲裁と投資仲裁の現状と将来」(JAA関西支部・JCAA大阪事務所・大阪商工会議所主催)(ルーク・ノッタージ氏)
- 12月1日:事務局会議
- 12月8日:研究部会研究講座「グローバル社会での仲裁の諸相と役割」(谷口安理理事長)
- 12月10日:第10回常務理事会、第9回理事会
- 12月16日:国際仲裁セミナー「インドにおける国際商事仲裁の現状」(JCAA・JAA主催)(ルーク・ノッタージ氏)

2009年

- 1月20日:研究部会研究講座「大学における仲裁・交渉教育:インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティションの現状と課題」(森下哲朗会員)
- 1月26日:事務局会議
- 1月30日:研修部会
- 2月16日:第11回常務理事会、第10回理事会
- 3月3日:事務局会議
- 3月13日:仲裁の日記念行事「仲裁とリーガルプロフェッション」(川村明会員) 通常総会 第11回理事会
- 3月19日:研究部会研究講座「コンピュータソフトウェアにかかるADR」(三木茂氏)
- 3月27日:関西支部・2009年度仲裁人検定試験
- 4月8日:仲裁人研修入門講座打合せ
- 4月17日:研修部会
- 4月24日:関西支部・2009年度仲裁人検定試験
- 5月8日:第12回常務理事会
- 5月11日:研修部会、事務局会議
- 5月22日:研究部会研究講座「IPBA 2009年マニラ大会 Enforcement Panelに関するご報告」(手塚裕之会員)

7 JAAB

- 6月8日:仲裁入門講座(1回)
- 6月15日:事務局会議
- 6月26日:講演「パリの視点-ICC仲裁の経験と日本の仲裁」(日本仲裁人協会・英国仲裁人協会東京支部共催)(ジェニファー・カービー氏)
- 6月30日:第13回常務理事会
- 6月30日:研究部会研究講座「ADR法の現状」(小原正敏会員、西村俊之会員)
- 7月8日～9月25日(全10回):仲裁人研修講座(関西支部) 開催日:7月8日、7月17日、7月22日、7月30日、8月5日、8月20日、8月28日、9月10日、9月16日、9月25日
- 7月13日:研修部会
- 7月23日:研究部会研究講座「仲裁判断に対する司法審査の可否に関する合意及び関連諸問題について」(高取芳宏会員、ジョンE.ポーター氏、古田啓昌氏)
- 8月10日:調停技法勉強会(準備会)
- 8月27日:事務局会議
- 9月7日:第14回常務理事会
- 9月14日～2010年3月15日(全7回):調停技法勉強会 開催日:9月14日、10月20日、11月16日、12月15日、1月19日、2月16日、3月15日
- 9月28日～10月26日(全4回):仲裁手続研修講座(関東) 開催日:9月28日、10月2日、10月19日、10月26日
- 9月29日:研究部会研究講座「業界型ADRの可能性と課題」(中村芳彦会員)
- 10月2日:講演「シンガポールから見た国際仲裁と日本企業」(日本商事仲裁協会・日本海運集会所・環太平洋法曹協会共催)(スレシュ・ディヴィアナーザン氏)「シンガポールにおける国際仲裁」‘International Arbitrations in Singapore’ (ジミー・イム氏)「国際仲裁における日本の企業文化に関する諸問題」‘Cultural Issues for Japanese Companies in International Arbitration’
- 10月23日:研究部会研究講座「投資協定仲裁の現在」(早川吉尚会員、濱本正太郎氏)
- 11月10日:事務局会議
- 11月13日～12月3日(全3回):仲裁人研修講座I(実務論点整理)(関東) 開催日:11月13日、11月26日、12月3日
- 11月20日:研究部会研究講座「国民生活センターによる消費者紛争に関するADR」(森大樹氏、枝窪歩夢氏)
- 11月25日:第15回常務理事会
- 12月14日:研究部会研究講座「IBA証拠規則の改訂状況」(手塚裕之会員)

2010年

- 1月14日:事務局会議、研修部会
- 1月18日:研究部会研究講座「事業再生ADRについて」(須藤英章氏)
- 2月3日:第12回理事会、研修部会
- 2月4日～2月5日(全2回):仲裁人研修講座II(模擬仲裁)(関東)
- 2月9日:関西支部・2010年度仲裁人検定試験
- 2月23日:関東・2010年度仲裁人検定試験
- 2月26日:関東・2010年度仲裁人検定試験
- 3月1日:仲裁の日記念行事「アジアにおけるADRの新たな可能性～ベトナム、カンボジアの事例から」(佐藤安信会員) 通常総会
- 3月12日:研究部会研究講座「ICC国際仲裁裁判所とその機能」(小田博氏)
- 3月15日:研修部会
- 4月21日:事務局会議
- 4月27日:法務省立入検査、第16回常務理事会
- 5月18日:研究部会研究講座「労働委員会制度の現状と課題」(森戸英幸氏)

8

(2010)